
プロジェクト 収益認識**項目 注記事項の検討－重要な会計方針の注記との関係の整理**

これまでの経緯と本資料の目的

1. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)第 80 項は、収益認識会計基準を早期適用する場合には、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点を注記することを要求し、この注記については、重要な会計方針の注記には含めず、個別の注記として開示することとしている。この点について、収益認識会計基準第 156 項は、「当該注記を重要な会計方針として開示すべきか否かについては、本会計基準が適用される時までには他の注記事項の検討と合わせて整理するが、実務の混乱を避けるため、早期適用時については個別の注記として開示することとした」としている。
2. 本資料は、重要な会計方針に関する注記と、収益認識会計基準及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下「収益認識適用指針」という。)(以下合わせて「収益認識会計基準等」という。)に基づく個別の注記との関係を整理することを目的としている。

重要な会計方針の注記と収益認識会計基準等に基づく個別の注記の関係

3. 重要な会計方針¹については、企業会計原則注解(注 1-2)において、「財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない」とされている。ただし、「代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる」ともされている。
4. ここで、企業会計原則注解(注 1-2)において、「会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう」とされている。
5. 企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「企業

¹ 現在、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示の充実について、企業会計基準委員会において審議されているところであるが、事務局では、審議されている内容は、本資料における議論に影響しないと考えている。

会計基準第 24 号」という。)では、企業会計原則注解(注 1-2)において、会計処理の原則及び手続のみならず、表示方法を包括するものとされていた「会計方針」の概念について、会計方針と表示方法を別々に次のように定義している(企業会計基準第 24 号第 36 項及び第 37 項)。

- (1) 「会計方針」とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいう(企業会計基準第 24 号 第 4 項(1))。
 - (2) 「表示方法」とは、財務諸表の作成にあたって採用した表示の方法(注記による開示も含む。)をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる(企業会計基準第 24 号 第 4 項(2))。
6. 個別の会計基準においては、特定の会計方針が重要な会計方針であるかどうかについて言及している例²は少なく、また、収益認識会計基準等においては、個別項目に対して重要性等から代替的な取扱いなどを定めていることから、重要な会計方針に関する注記は、企業会計原則注解(注 1-2)及び企業会計基準第 24 号に照らして企業が判断することとし、どの会計方針が重要な会計方針であるかについて言及しないことが適切と考えられるがどうか。
 7. なお、収益認識会計基準等に基づく個別の注記情報として開示が求められる項目について、企業が重要な会計方針にも該当すると判断するときには、重要な会計方針として開示することになる。例えば、重要性等に関する代替的な取扱い(収益認識適用指針第 98 項)により、商品又は製品の出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点(出荷時や着荷時など)に収益を認識している旨を、個別の注記情報における「履行義務を充足する時点」に関する情報として注記する場合に、企業の判断により重要な会計方針としても開示する場合があると考えられる。
 8. また、収益認識会計基準等に基づく個別の注記情報として開示が求められる項目について、重要な会計方針としても開示する場合には、個別の注記において重要な会計方針の注記を参照することができる。

² 企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 72 項では、貸手の行ったリース取引が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合に採用した方法について、重要な会計方針に注記することとしている。

また、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 52 項では、退職給付見込額の期間帰属方法、数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法について、(会計方針に係る注記)項目として定めている。

ディスカッション・ポイント

重要な会計方針に関する注記と収益認識会計基準等に基づく個別の注記の関係について ASBJ 事務局の整理についてご意見をお伺いしたい。

以 上